

1. 事故発生日時 令和6年8月6日(火) 13時30分頃

2. 事故発生場所 伊都郡かつらぎ町

3. 工事内容 業務名:発注者支援業務  
業務期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日

4. 請負業者名 県内建設コンサルタント業者

5. 災害分類 労働災害(業務関係者1名負傷)

#### 6. 事故発生状況

道路排水施設修繕工事に係る現地調査にあたり、木の根の広がりにより危険性のある箇所に気づかず移動したところ足元が抜け落ち、被災者(73才)が約1.85m崖下に背中から滑落した。(第1胸椎圧迫骨折・第2胸椎圧迫骨折)

#### 7. 事故原因

- ・足元が抜け落ちる危険性があるにもかかわらず、木の根の広がりにより気づかなかった。
- ・現地が安衛則で規定された高所作業にもあたらなかったため、具体的な安全指示及び措置は講じていなかった。

#### 8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・橋本警察署は事件性がないと判断した。
- ・奈良労働基準監督署は、9月24日に指導票を交付し、受注者から10月11日に改善報告書が提出され受理済。

#### 9. 本件における改善対策

事前踏査により危険な個所がないかを入念に確認し、足元が抜け落ちる危険性のある山林で作業させるにあたっては、以下のとおり措置を講じる。

- ・勾配が40度未満であっても、山林への下り口から要求性能墜落制止用器具を使用させる。
- ・ロープ高所作業として労働安全衛生規則に定めるライフラインの設置等を行う。
- ・防護帽は、飛来落下物用兼墜落時保護用のものを使用させる。
- ・作業指揮者を選任する等の方法により、調査対象現場における安全衛生管理を行う者を定める。

#### 10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

事前踏査により危険な個所がないかを入念に確認し、足元が抜け落ちる危険性のある山林で作業させるにあたっては、以下のとおり措置を講じる。

- ・勾配が40度未満であっても、要求性能墜落制止用器具を使用させること。
- ・ロープ高所作業として労働安全衛生規則に定めるライフラインの設置等を行うこと。
- ・防護帽は、飛来落下物用兼墜落時保護用のものを使用させること。
- ・作業指揮者を選任する等の方法により、調査対象現場における安全衛生管理を行う者を定めること。